

議会インクロウジャの歴史的性格に関する一考察

——一八・一九世紀インクロウジャ研究——

岡野昇 一

はしがき

- 一 問題の所在と限定
- 二 いわゆる「階級性」をめぐって
- 三 農村構造の変動と土地所有者層
- 四 議会インクロウジャの歴史的性格について——形式的合法的性格の背景

はしがき

いまや日本農業は、農地改革をいちおう終了して農業改革の過程を進み、零細土地所有農民による家族経営を揚棄する段階への展望が開けようとしている。このときあたり、いわゆる「資本主義の最先進国」たるイギリスをとりあげ、世界的にみてきわめて順調に自生的な農業革命を経過して「農業における資本主義」が確立された過程を究明することは、歴史的にも現実的にも、きわめて有意義であるといっても過言ではあるまい。何となれば、農業革命

のありかたは、資本主義の成立Ⅱ再生産構造の定立を規定するものであり、その後の資本主義発展の軌道を確定するものである、と考えられるからである。以上の観点から、私はインクローウジャ（中世以降英国農村史の中心問題の表現——スレイター）に、また我が農地改革と対照してとくにその議会的形態に、視点を集中する。しかも、本稿は、後述するように、議會インクローウジャの歴史的 성격の一半を近代の実証的研究の意義にそくして構造的に考察しようとする、きわめてさくやかな、一試論に過ぎない。

一 問題の所在と限定

封建的土地所有と共同体的農耕の支配する農業の中世的状态は、イギリスとくにイングランドにおいては、インクローウジャによって止揚されたことは周知の事実に属する。インクローウジャなる用語は、農業変革、とくに村落共同体の破壊される過程を一般に総称し、これにくわえて該過程に附随するいちいちの外的特徴を表現するものであった。この変革の本質をなすものは、共同体規制からの耕地もしくは放牧地ないしは荒蕪地の部分的あるいは全面的な解放であり、それによって耕作方式を規制する従来の慣習にしたがう土地を、個人の意図にもとづき使用しうる土地たらしめるものであった。⁽¹⁾したがって、農業革命一般を、その基柢をなす土地革命にそくして呼称するものである。資本主義発達の世界史的典型とされるイギリス農業を特色づけるインクローウジャは、おおむねつぎのような方式を辿って進展した。すでに一二・一三世紀の交以降、封建的農業構造のもとにあって、個個散発的に原始的インクローウジャがおこなわれていたが、一六世紀にいたり、農業への商品生産の滲透にともない、まず生産者たる大小規模の土地保有農民および借地農業者層に、ついで土地所有者たる領主・地主層にインクローウジャの盛行を招来し、とくに、後者の

それは、テューダー朝の牧羊インク로우ジャとして朝野に大いなる反響を呼びおこし、それによって、あたかも一六世紀インク로우ジャの主流が領主・地主層のおこなう牧羊インク로우ジャにあるかのごとき錯覚を後代に抱かしめるに至ったほどである。しかしこのはなばなしい過程のかげに、生産者達（土地保有農民と初期農業資本家たる借地農民）のおこなう耕作目的のインク로우ジャ、いわゆる小農インク로우ジャは着実に進展し、一七世紀をつうじて、一八世紀以降第二次インク로우ジャの主流となり、遂に議会の法令にもとづくインク로우ジャの形態をとるまでにいたる。⁽²⁾

以上、インク로우ジャの自生的発展と、生産者層の積極的、主導的関与は、インク로우ジャ研究の近代的水準にかんがみるとき、ほど通説となつていてと考えてよいであらう。⁽³⁾

さて当面の主題たる議会インク로우ジャに視点をしぼろう。一八・一九世紀におこなわれた第二次インク로우ジャの、一六世紀インク로우ジャとの一見もつとも顕著な相違は、その形式面に存する。「一八世紀においては議会は至上権力を有し、それは大土地所有者と、かれらの取巻きたちの単なる委員会たるにすぎなかった。そこでかかる議会は議員提出法案 (Private Bill) 立法手続をインク로우ジャ遂行のための最も容易な方法たらしめた。これに対して一六世紀においては、政府はほとんどあらゆる種類の綜画の試みに反対し、当時おこなわれたインク로우ジャは法を無視しておこなわれたのである。」⁽⁴⁾とはトウニイの指摘であるが、大土地所有者の利益を議会が代理して、法令によって綜画を容易ならしめた点にこの時期のインク로우ジャの歴史的特質の一が存在したことが明確に表現されている。小論の関連するところはこゝにあるが、もちろん歴史的特質はこれにつきるものでなく、いわゆる小土地所有者層衰滅の問題は議会インク로우ジャの歴史的性格の問題の他の一半を形成する。しかし、後者の点に関しては生産力増進を

めざして土地の経済的利用を目的とし、その結果多くの下層民を貧窮におとし入れたことについて「経済的善を社会的悪によって購った」という評価が多くの研究者によって議会议ンクロウジャにたいしてくだされた。⁽⁵⁾本来この二点——議会议ンクロウジャの形式的過程的な側面とその結果としての小土地所有者層の衰滅の側面——は、たがいに関連し、決して分離してとりあつかわれるべき問題ではないが、こゝではまったく、研究上の都合によって、前者の点に限定して問題とする。この総合を他日に期していることについては、諒承をえたい。

さて議会议ンクロウジャの歴史的特質は、その歴史的過程にいかなる歴史的性格としてあらわれているか。これについて研究史をひもとくと、すでに産業革命の古典「一八世紀イギリス産業革命研究」の著者、アーヌルド・トインビーによって、議会议ンクロウジャの歴史的性格は、古典的規定を与えられている。すなわち「大地主支配の……結果は、共同耕地制度解体の仕方にあられた。……困込は古い農業制度の解体と土地の再分配を意味した。これは微妙な正義に関する諸問題をふくむ課題であった。……英国ではこの仕事は、強者によって弱者を犠牲として成し遂げられた。経済上有益であった共有から私有への変化が、不公平な仕方で行なわれ、それによって社会的に有害なものとなった」⁽⁶⁾がそれである。

かれは、その第一篇第五章「一七六〇年の英国——ヨーマン階級の没落」において、歴史的方法を経済学および社会学に適用することによって、経済的諸変化が支配的諸階級の利己的行為によって生じたことを説明せんとしたのである。始祖につづきこの見解を踏襲する研究者は多く、二〇世紀初頭にイギリス農業に関する研究を発表した先学のほとんどはこれに同意を表明している。そのなかでハモンド夫妻は過程に存在した不正の根拠を有産階級の立法府の力を借りる行政作用にもとめ、スレイターは政策の意図せざる効果によって説明する等、⁽⁷⁾若干の表現の差違こそそれぞれ

れに存在するが、大土地所有者の土地獲得欲の手段として議会が機能したことをひとしく認めているのである。

しかしながら、これらに対して、ゴナーはひとりインクロウジャの遂行は良心的かつ公平におこなわれたことを示証する⁽⁸⁾。そしてこの後者の見解は、近代の諸研究によってむしろ強められているかのごとくである⁽⁹⁾。

これら近代の実証的諸研究の成果をいかなる形でくみとらねばならぬか、問題はこの点に存する。そして議会インクロウジャに際して議会の果たした役割を整合的に理解することによって、議会インクロウジャの歴史的 성격の一半の解明にやくだたせようとするのが、この一小論の目的である。

(1) R. H. Tawney ; *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*. London, 1912. pp. 216—217. なお、インクロウジャの語義については W. Hasbach ; *A History of the English Agricultural Labourer*. (Trns. by Ruth Kenyon) London, 1908. Appendix I. 参照。

(2) インクロウジャの発展とその意義についてはトウミイの鋭利な指摘およびシヨンスンの簡潔な記述を参照 Tawney ; *op. cit.* pp. 147—170, pp. 213—230, pp. 401—409. A. H. Johnson ; *The Disappearance of the Small Landowner*. Oxford, 1909. pp. 39—106. なお、議会インクロウジャの概略については、カマトラーが簡明な記述を与え、とくに、議会の手續や、実施過程について詳しく W. H. R. Cutler ; *The Enclosure and Redistribution of our Land*. London, 1920. ch. XII—XIV.

(3) この点については、Tawney ; *op. cit.* pp. 147—178. この著作は、絶対主義下の農村構造に、新たな光を投げ、それによってインクロウジャの研究の一転回点を形成する。

(4) Tawney ; *op. cit.* p. 183. 参照。なおかれは、この他に、動機の相違すなわち土地に資本を投下してその生産力を増進することが一八世紀インクロウジャの表面的動機であったこと、そしてその裏面に地主の底意と不正のあったことを、ハマンドを援用して述べられている。

(5) この問題については、拙稿「議会絵画と小土地所有に関する覚書」(立教経済学研究二三巻四号)の中で、その大要を研究的に素描した。

(9) Arnold Toynbee : Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England. London 1884. p. 42. 川喜田・杉浦・齊藤・原田共訳「英国産業革命史」六二頁参照。

(7) 諸先輩の所説の摘要を左記に挙げておく。

ハスバッチ

「インクローウシャ、農地の集中、農場併合等の手段は、それじたいしばしば経済的進歩を意味していたが、それらは国民的呪詛に交ずることがけつて稀ではなかった。なんとならば、ほとんどが不純な動機でおこなわれたからであり、富裕な階級が通例小生産者や貧民層の利益を無情にも一方的に、取奪したからである。」W. Hasbach : op. cit. pp. 60—61.

ハモンド夫妻

「英国の地主層の形成した専制政治のもとで、インクローウシャの手續きおよび過程をつうじて、農村社会は粉砕されたのである。」なお後段参照。 J. and B. Hammond : The Village Labourer. London. 1911. p. 19, f.

ジョンソン

土地所有の優位と独得な行政機構により土地所有者の偏見と確信と野望を代位し、行政を従属せしめていた議會が、商人貴族および土地所有貴族の利害を実現するために活動したことを述べている。A. H. Johnson : op. cit. pp. 83—84.

カアトラー

インクローウシャの施行過程をつうじて、いかにして大土地所有者が、その利益を貫徹していったかを、簡潔にものがたる。ただし委員の性格については、ゴナーにしたがい、むしろ誠実と公正をもって活動したとしている。後段参照。

W. H. R. Curtler : op. cit. p. 154, f.

マントウ

ハモンドに多くしたが、その説を踏襲しているが、とくにインクローウシャ委員の任命、かれらの強大な権限とその乱用について闡説し一八〇一年の一般インクローウシャ法を目して、「この時期おそき立法は、一世紀間犯しつづけてきながら、罰せられなかった強奪の証左である。」とつづける。P. Mantoux : The Industrial Revolution in the Eighteenth Century. London. 1928. p. 174.

スレイター

「一八・一九世紀のインクローウシャ法令に表明された立法府および中央政府の政策は、一国の農業生産額の直接かつ偉大な増加と、緬羊および家畜の種の改良を希求したものであり、その要求はほとんど正当なものであったが、それにもかかわらず、本質的には、農業地代の騰貴、大集合農場の建設、資本家的農業の樹立、農民的土地保有者や小保有地の、およびそれらの土地の共同使用からの排除、多数の土地なき農業労働者階級の生成等を結果してしまつた。」として、農業の専制化、貴族化にたいする「農業の民主化」を主張してゐる。G. Slater : The English Peasantry and the Enclosure of

Common Fields. London. 1907. Preface 参照。

(8) ゴナー 仔細にインクローウジャの過程を検討し、とくにインクローウジャ委員のなすべき仕事の困難なことを指摘して、非難がむしろすくなく過ぎる点を注目すべきだとし、結論をつぎのごとく述べてインクローウジャは、良心的にまた公平におこなわれたと帰結している。「分割とわりあての作業に関しては、不正のうたがいはほとんどないか或いは全くない。大土地保有者と領主の影響は、うたがいもなくインクローウジャの適用と委員の任命を決定したが、後の点に関するかぎり、その人選は経験と特別の資格および誠実をにもとづいていた。そしてこの点については、権力の濫用を訴える機会が十分に(農民たちに)与えられていた。とにかく世紀の後半には、インクローウジャにさいしての議会の要請は厳格であり、委員会の手続きは、慎重かつ熟慮を経たものであった。一般的な不正を直接に断定することの出来る場合はきわめて稀である。」なお委員の活動については、「不満は非常に少なく満足は一般的であったことが変革の利益について提示しうる最大の証左である」としてゐる。E. C. K. Gomer: *Common Land and Enclosure*. London, 1912. pp. 71—94.

(9) たとえば、ジャン・サースクは、その一八世紀農業史研究と史料についての一論中に「近來のインクローウジャ研究は、主として初期のハマンド夫妻の、インクローウジャが『農民社会の背骨を打ち砕いた』ごとき主張を阻止せんとしておこなわれた」ものごありかつ、「現今の研究傾向は、インクローウジャ委員の公正さを賞揚する方向にむかいつつある」と述べてゐる。Joan Thirk, *The Content and Sources of English Agrarian History after 1500*. *Agricultural History Review* vol. III No. 2. 1955. pp. 77—78. なお通説に反対する近代の諸研究のおもなるものごつては、J. D. Chambers, *Enclosure and Labour Supply in the Industrial Revolution*. E. H. R. S. II vol. V No. 3. 1953. p. 327 note 1. J. Thirk, *ibid.* これごつたごう概説の一例ごつて T. S. Ashton: *An Economic History of England: The 18th Century*. London, 1955. ch. two. 参照。

二 いわゆる「階級性」をめぐって

——テイトの見解の検討——

(一)

わが国において、イギリスにおけるインクローウジャ研究の先頭に立って実証的な研究を精力的に発表しつづけられ

ている小松芳喬教授は、その近著「英国資本主義の歩み」のなかに「第二次インクロウジャの階級性」なる一論を発表され、そこで総画運動 (Enclosure Movement) を産業革命に対比されつつ、イギリスにおける第二次農業革命の社会的側面に関する、明暗両説を紹介され、その両立の可能性を主張されている。これは、さきに述べた議会在クロウジャにおける議会の役割について研究史上たがいにお互い対立する二見解をいかに整合的に理解するかという当面の課題に接近する導きの糸であるので、これを手掛りとして問題を展開して行くことにする。

さて、小松教授は、第二次農業革命について、その「階級性」を主張する積極的見解の代表的なものとして、ハマンド夫妻の『農村労働者』(The Village Labourer) においてなされた主張をあげ、「選挙法大改正以前の地主の利害関係を代表する議会在が、第二次インクロウジャの原動力であり、地主の土地支配を強化しようとする欲望が、第二次インクロウジャを強行させたのである」という考えに立って、「第二次インクロウジャが如何に階級的不正に満ちていたか、第二次インクロウジャの結果として、小農が、小屋住農が、又潜入農 (squatter) がどんなに地主の利益の犠牲に供せられたか……を論証し、……第二次インクロウジャは、有産階級が立法府の力を借りて、その土地支配力を強化しようとした階級的不正行為であるとする通説」を普及せしめたものであると述べられる。ついでこの通説に対する異論が存在し、それは今次大戦中および戦後一層高まっているとして、テイトの地方史料にもとづく諸研究により、反ハマンド説を紹介される。

テイトは、(1) 第二次インクロウジャの遂行にさいして農民の反対は無視もしくは抑圧されていない。(2) 法案の審議は階級的利害に左右されていない。(3) インクロウジャの経費は決して高額ではない、以上の三論点の実証によつて (1) ハマンド夫妻の論述は例外を一般と見誤つて甚だしい誇張に陥つたものであり、(2) 他方では貧農も合法

的権利をもっているかぎり通例差別なくとりあつかわれた、ということを主張しているとされ、その理由をつぎのごとく述べておられる。すなわち、「第二次インクロウジャの推進層たる不在地主や在村の上層階級は、産業革命期の工場主層のごとき「成り上がり者」でなく教養があつたので、できるだけ合法的に行動しようと心がけたにちがいない」と。

これを要約すると、小松教授はまず「階級性」を主張する通説を述べられ、ついでその誇張なるとインクロウジャ遂行過程の合法性とを実証した反ハモンド説を説かれ、合法性の根拠をインクロウジャ推進層の有せる教養と社会的地位にもとめておられる。

そして最後に、「第二次インクロウジャの『階級性』は全面的には否定できない」なぜならば、立証は「所有権に対する意識的な侵害の事実がごく稀であつた」ということに限定されるからであり、したがって所有権を合法的にもっていない農民、とりわけ貧民にたいして、第二次インクロウジャは大きな甚だ好ましくない影響を与えたからである」とされ、最近のいくつかの研究の意義は、ただ「貧農の利益を支配者階級が意識的に剝奪したが、それとも無意識的行為の結果として、或いは不作為の結果として貧農の利益が侵害されることとなつたか」の差が、貧農の運命におそらくは異なつた影響をおよぼしたに違いないということを明らかにした点にあるとされている。以上によって農業革命の社会的結果についての明暗両説——通説と最近の実証的成果——の両立を説かれているのである。¹⁾

以上、考究の一つの手掛りとするため、小松教授の論説の内容をやゝ詳細にわたつて紹介した。それは、この論説によって、われわれが第二次インクロウジャの歴史的性格について大きな示唆と手がかりを与えられるからであり、直接ここからわれわれの考察せんとする二つの問題点を抽出しうるからである。

その第一は、小松教授が、第二次インクロウジャに与えておられる「階級性」なる規定の意義でありその議會インクロウジャの歴史的 성격との関連である。

第二は、農業革命の社会的結果についての明暗両説が両立するということの真の意味である。すなわち、なにゆえにハマンドに代表される通説と近代の実証的研究の成果にうらづけられる見解とは両立するのであるか、ということである。

以下、まず第一点から考察しよう。小松教授の前記の論説の結論は「第二次インクロウジャの『階級性』は最近の実証の見解にもかかわらず、全面的に否定するわけにはいかない」となっている。この「階級性」なる言葉の意味は、明確な規定をされておられないので行論の中から推定するほかないが、おそらくつきのごとき表現が、それに関連あるものであろう。「有産階級が立法院の力を借りて、その土地支配力を強化しようとした階級的不正行為が第二次インクロウジャである」、「貧農の利益の有産者階級による意識的な剝奪」等。そこで「階級性」の意味内容は、「有産階級が立法院の力を借りて、その土地支配力を強化しようとして階級的不正行為」をおこない、その結果「貧農の利益の有産者階級による意識的な剝奪」が生じた事実の歴史的性を形容するものであることは明らかである。前者の表現はインクロウジャの遂行過程に、後者のそれはその結果にそれぞれ該当する。そして有産階級とは、この場合、第二次インクロウジャの推進層である不在地主や在村の上層階級を指すものであると想定してあやまないであろう。ところでかくのごとき意味内容を有する「階級性」がはたして議會インクロウジャの歴史的性をいかなる意味において規定しうるかを考察する場合、ここに生じてくる問題は、テイトを代表とする反ハマンド的な近代の実証的諸研究の意義をいかに評価するかということであろう。すなわち議會インクロウジャの歴史的性は、問

題のこの点に関するかぎり、まさしくテイトの実証とその結論の意味評価にかかわるわけである。この点の検討がつきにおこなわれる。

そしてそれは当然に、第二の問題点である明暗両立の真の意義、すなわち議会インクロウジャが、一方において「合法的」に「公正な手続き」をふみながら他方において「階級的」に「貧者に対する不正な収奪」をおこなったという、一見まったく正反対な主張が両立しうる所以に関連してゆくであろう。

①

一八世紀初頭より一九世紀なかばにかけて、耕地・共同地・荒蕪地を含めて六五〇万エーカー以上の面積におよぶ第二次インクロウジャは当初ゆるやかに進んだがしだいにその波は高まり、ジョージ三世の治世一七六一年から一八〇一年にいたって最高潮に達した。その特色は議会の法令 (Act of Parliament) によって、インクロウジャの多くがおこなわれたことであろう。最初は個別法令 (Private Act) によっておこなわれたが、一八〇一年一般インクロウジャ法令 (General Enclosure Act) が成立し、以後はこれによっておこなわれたため、全体としての議会インクロウジャはほぼ一八〇一年を画期として前後二期に区別される。われわれのおもに関連しようとするのは、これが最盛期に達するまでの一八世紀個別法令の段階である。⁽²⁾

すでに一般にインクロウジャの発展の歴史と、議会インクロウジャのそのなかに占める位置については、第一節で触れたところである。この後者の特質が法令によるという顕著な形式のものであるゆえに、議会の関与の性格は、つとに研究史の当初より問題とされたこともさきに述べたところである。しかしこの点に関して、最も明確に問題を意識し、これに関心を集中して歴史的性格を規定しようとしたのは、ハマンド夫妻であって、一九一一年に刊行された

その著作「農村労働者」(前掲)においてはその目的を「われわれの仕事は英国の社会構造にたいし、インクロウジャが、その実際におこなわれた方式を通じておよぼした変化に関するものである」と述べて、当時の社会情勢より説きおこし、議会権力を地方政治をつうじて掌握する大地主達とその権力機構によって、小土地保有農民や貧民を不正に圧迫し、その土地を収奪したことを強調した。その文章の朗々たる調子と行間にながれるはげしい社会正義の熱情は、読む者のすべてに共感を誘い、以後長きにわたってハマンド夫妻の見解は議會インクロウジャの歴史的 성격に関する定説を形成してきたのである。⁽³⁾

しかしながら、これと対蹠的な見解が当時から存在したことも忘れてはならない。ハマンド夫妻の著書と時を同じうして刊行されたゴナーの「共同地とインクロウジャ」(前掲)は、すでにのべたごとく、とくにインクロウジャ委員の性格とその活動について「一般的な不正を直接に断定することの出来る場合はきわめて稀である」として、議會インクロウジャの裡に経済的発展の槓桿としての意義を認めんとする見解を徹底的に表白している。そしてその影響は、一〇年後、インクロウジャ委員の性格については、ゴナーにしたがい、「一八世紀の産業革命」の著者の見解とはまさに対立せるところの「インクロウジャと国土の再分配」の著者カアトラーにまでおよぶのである。⁽⁴⁾

ところで、以後の研究は、盛行する地方史研究とむすびついて、しだいに通説にむしる対立する方向に進んだことは、すでに述べたごとくであり、テイトその他の実証的研究もこの流れに沿うものにほかならぬのである。

さて、テイトは、まず一八世紀中葉以降より一九世紀後半にわたるインクロウジャ裁定書および下院議事録により、インクロウジャの議会的手続きを検討し、次いでその他の利用可能な資料を参照して、委員の活動および費用を検討し、ハマンド夫妻に端を発する通説にたいして、農民的反対に関する通説の誇張と委員の活動の合法性、ならびに費

用の合理性を論証して、反対した。この点については、小松教授が比較的詳細にかつ正確に紹介されて居るので、ここでは直接に触れない。⁽⁵⁾ただそのタイトの論証にたいする評価のみをとり上げる。また資料の都合により、おもにその議会的手続きに関する彼の論証の部分のみを問題にする。

タイトは、ノッティンガムに関する一七五九年から一八七九年までのインクロウジャ裁定書および下院議事録によるインクロウジャの議会的手続きの検討を基礎として「ノッティンガムシャーの議会インクロウジャ」なる著書を公刊している。それによると、まず、インクロウジャ法案の議会における手続きと経過⁽⁶⁾に関していえば、これらのプロセスは、まことに煩瑣をきわめ複雑そのものであるが、それゆえにインクロウジャの遂行は、法案準備、その議会で審議、その法令としての成立、法令にもとづく測量、調査、土地配分、苦情処理等をつうじて法制的にさだまっております、いずれの地区をもつてきても、地名の変更のみによって、自動的に進行しうることく、いわば定制度化されたこと⁽⁷⁾に留意せねばならない。インクロウジャ委員が、当該インクロウジャ地区各階層の利益代表的性格を有し、ある程度まで専門化してゆく事実もこれに照応する。議会は、いわば、インクロウジャを作り出す自動機械の役割を果しており、一般インクロウジャ法令は、その極点を形成するといいうるのである。

インクロウジャ関係者中、法案提出に反対する者の比率は圧倒的に少ないことは確認しうる。

また、非常にしばしば、インクロウジャのための請願は、インクロウジャそのものに関するもの以外に、他の目的の遂行に権力の介入を要請する性質を含むものが多く、たとえばタイトはつきのごときものを指摘している。⁽⁷⁾

- (一) 十分の一税の補償（ノッティンガム全州をつうじて非常に一般的であった）
- (二) 道路の維持もしくは修復

(三) 残存開放地の規制

(四) 教区の境界の確認もしくは矯正

(五) 湿地の干拓

(六) 同意による既成のインク로우ジャの公認および経営の合理化

これらの多くにおいて、インク로우ジャは事実上、ある目的を達成するための社会的な登録の形式と化しているのである。

しかしながら、これをもってテイトの検討を終るわけにはゆかない。テイト自身がみずからの論証の限界を認めている事実を以下簡単に指摘しよう。

その第一は、インク로우ジャの各過程の最初と中間と最後に関する記録の欠如をなげくテイト自身の声である。すなわちインク로우ジャの最初の局面たるところの請願提出までの各段階、土地制度にたいする各土地保有者の不満がしだいに増大し、その間で内密の討議がおこなわれ、費用があらかじめ予測され、農村諸階層間に企画が拡大し、種なる利益の誘いによって賛成者が増加し、反対する小自由土地保有農民の不満を種種の手段なかならずく買収によって克服し、法案提出に必要な土地所有者間の同意を獲得する等の局面の記録はほとんど散逸し、偶然に残存するとしても断片的でしかない。また法令成立後の、インク로우ジャ委員の具体的行動についても、すなわち、委員はいかにして、いつ、どこに集ったか、どのように過程を規制し、多数の請求をさばいたか、要するに如何様に開放地教区を変革したか、等についての資料たる委員の作業書ないしは覚書はきわめて稀にしか残存していない。またインク로우ジャ終了後も、あまりに多くの重要な問題は、不明のままとされている、と嘆じているのである。⁽⁸⁾しかしながら、実

はこの点は両刃の剣なのであって、インクロウジャの各過程の性格を規定する直接の資料が欠如していること、したがって、いずれにせよ賛否両説が間接資料もしくは推測の上にたつてゐることを明らかに示しているにすぎない。

つぎに第二点として、テイトは初期のインクロウジャ法案に示されている農民層の反対の事例を、法案自体から引用している。「老人なので生きてゐる間にはインクロウジャは役に立たない」「法案署名は拒否するが、これにたいする実質的反対はおこなわない。」「インクロウジャは少しも役に立たない。むしろ現状維持がのぞましい。」⁽⁹⁾などがそれである。しかしこれらは農民たちの反対が散発的であり、まったく組織されておらず、かくて一般に農民層の反対がむしろほとんどおこなわれなかったことを立証するものである。

第三に、インクロウジャ実施過程の複雑煩瑣な性格よりして、法案提出あるいはそれ以前の土地の移動、借地契約の終結等より、インクロウジャの実際の終了を意味する裁定書の完結までの時間的間隔は、長期にわたつたであろうことは当然推定されることである。これは、カートラーによれば短かくて四年、長期にわたる場合は一〇年にもおよび、平均して五―六年の期間を必要としたとされる。この期間の農村諸階層におよぼした影響は、決して一様なものではないであろう。将来において獲得しうるであろう利益の期待は、当面の不利益を或程度までカバーしたであろうが、大土地所有者が余裕を誇示する反面、中小農民は経営ならびに社会生活の面で、多くの悪影響をうけたであろうと推察されるのである。そしてこの過程はすでに進行しつつあつた農民層の分解の一層の促進と、その完結に与かつて力があつたといふのである。⁽¹⁰⁾ テイトは、この点については、インクロウジャ委員が収入の良い仕事を放棄することを望まず、悪意をもってインクロウジャを延引させたとの主張を否定している。しかしながらたとえ委員の悪意は否定しえたとしても、しばしばインクロウジャの遂行に長期間を要したことは、疑いをいれない。⁽¹¹⁾

以上、テイトの長期間を費した研究の徹底のかつ網羅的な性質とその着実な実証的方法よりみて、その結論をけつして輕視しえないことは明らかであろう。したがって、すでにのべたごとき限界はあるとしても、インクロウジャが、農民の大きいなる反対をおしきっておこなわれた階級的不正行為ではなく、かつ遂行の過程は良心的に、また公正におこなわれたというテイトの論証は或程度の成功をおさめているといつてよいのではなからうか。

したがって当面の主題たる議會インクロウジャの形式および手続きの面に限定するかぎり、歴史的 성격は、なんらかのかたちにおいて、このテイトの実証的研究の成果の上のうちたてられねばならないであろう。

しからば、議會インクロウジャの歴史的 성격を指定するために究明さるべき、インクロウジャにさいしての議會の役割は、いかに考察さるべきであろうか。われわれは、すでにテイトにしたがい議會の側面から、議會インクロウジャの推進主体としての議會の果たした役割を考察した。そこでつぎに客体としての議會の役割を、すなわちこれを規制する社会経済的基盤にそくして、問題をより広い視野から取り上げねばならない。このことが次節の課題となる。

(1) 小松芳喬教授「第二次インクロウジャの階級性」『英国資本主義の歩み』昭和二八年所収参照、なおいわゆる「階級性」としたのは、教授のあたえられた歴史的規定として、特殊の意味をもって問題とするゆゑである。

(2) インクロウジャのいわゆる範圍の問題については、Slater ; op. cit. pp. 140—147. p. 183, f. 参照、進展については、Johnson ; op. cit. chch. V そのほか第一節注参照。

(3) J. and B. Hammond ; op. cit. ch. I—II 参照。

(4) マントウは、ユナーの見解にもかかわらず、多くの不手際が存在したこと、委員の若干の専横が甚だしかったことをのみ認め、ユナーは文書に拠り所をもたない請求の却下が小農にとって重大な損失となった点を見逃している、と難じている。P. Mantoux ; op. cit. p. 173, note 参照。

(5) 小松教授の明確なる要約参照。「前掲書」一二四頁以下。

(6) 煩瑣なる手続きおよび過程を参考までに要約する。

手続き

1 請願・書式、ノッティンガムシャー、Aの教区(マナー・領地・特許状のふされた土地)内の土地、不動産および保有権の所有もしくは占有者および開放耕地・牧草地・共同地および荒蕪地に利害を有する人々であつて、その姓名がこれに述べられている何某の請願(しばしば領主の請願および僧職およびその他の占有者の付属請願)が議院に提出され、審議された。請願者は一定の土地……等を所有すること(上掲のごとく)、そして該(土地等……)は混交され、そして小地片に分散し、現在の状態では、なんらかの改良は不可能である。しかしもし該(土地その他)が分割され線画され、そして割当てられるならば、該請願者および公共にとり非常な利益となるであらう。けれどもかくのごとき(分割等々……)は、議会の法令なしには、効果を期しがたいことが明らかにされた。したがつて該土地(その他)を議院の必要とみなす規則のもとに、(分割その他……)を遂行する目的の法案を提出するために、許可があたえられることを懇請する。

2 提出・審議

3 委員会付託、(日付)、(分割等……)に関する法案は第一読会で審議された。それは(通例該当の州および隣接州の議員から構成された委員会)に委ねるよう命ぜられた。第一回委員会は……に……で開催される。

4 反対請願(Petition against Bill)これは随時提出されたが、ときには委員会報告の段階まで留保されそのとき以後考慮されることもあった。様式(日付)ノッティンガムシャー……(教区等)内の不動産および木小屋および土地等、さらにそれに付随する共同権の所有者および占有者である者、およびその地を代理する何某……および何某……の請願が議院に提出され、審議された。請願者たちが所有もしくは占有するところの該(土地等……)を(分割……)するために一法案がいまや審議中であることに注目し、つぎのごとく主張する。すなわちもし該法案が通過して法令となるならば、請願者たちは大いなる損害をうけ、所有地に被害をこうむるものであるとかんがえ、請願者たちじしんの声もしくは該法案に反対する意見が審問され、議院が適切とかんがえる救済策をえたいと欲するものである、と。該請願が委員会(等)に送致され、かつ請願者たちに適当なごとく、該法案に反対の請願につき、彼等じしんの声またはその意見が審問せられるよう委員会が指令することを命令する。該請願に反対の、該法案への賛成意見をも、同時に受容することを命令する。

5 ついで委員会報告の段階がくる。(日付)(……土地等を分割)する法案と、該法案に反対する自身およびその他を代表す

る何某……および何某……の請願が委託せられた委員会から……氏が、委員会が該法案の主張を調査してそれが正確であることをみとめ、しかもこれらが議院の規定の各条項にしたがつて作成されたものであり、さらに関連する所有者達が委員会に満足のゆく同意を与えたことを報告した。(ただしインクロウシャを企図する土地における財産が地租納付額年間……パウンド……シリング……ペンスにおよぶ所有者にして法案への署名の拒絶をもとめる者、そしてまた地租納付額年間……におよぶ土地の所有者にして中立を表明せるもの、および相会しえぬ者ならびに答申を拒絶する者等をのぞく)。そして所有者達は該(土地等……)において地租納付額年間……におよぶ資産をもち、線画せんとする者の全資産の総計は地租納付額年間……におよび委員会に回頭した何人も法案に反対する者はなかった、などのことがそれぞれ報告された。

6 議案の修正はきわめて稀にしかおこなわれなかった。

該法案の反対請願者たる何某……と何某……が、その意見を通じて審問され、委員会は法案を審議しおわり、若干の修正をくわえた。……法案は修正をくわえて正式に書くことを命ぜられた。

7 国王の同意表明(国王領がインクロウシャ対象教区に存在する場合)

8 第三説会、法案通過、そして上院の同意および国王の裁可を経て成立した。

以上の手続きのなかで、インクロウシャに対する農村諸階層の意向が、実質的に反映するのは3ないし6項であって、具体的に3における委員会の組織、4における反対請願、5における、賛成・中立・反対の比率、そして所要の賛成のえられぬばあいの不成立、6における修正等にあられる。(小松前掲書、一二五頁参照)

つぎにインクロウシャの遂行過程、法案成立により任命された委員の参集、協議、調査員 Surveyor、評価人 Valuer の任命、実施方法の決定、インクロウシャの実行、委員は提出される各種各様の要求を処理し、相競合する利害を調和しつつ作業を遂行し、混乱した体系なき開放教区を、合理的な秩序ある教区たらしめる。W. E. Tate ; Parliamentary Land Enclosure in the County of Nottingham 1743—1868. Thornton Society. 1935. p. 8, f. の点については Gomer ; op. cit p. 76, f. Curlier ; op. cit. p. 159, f. 参照。

つぎに最終過程たるインクロウシャ裁定書 (Enclosure Award) および付図の作成。

線画地区につき、農業方式の変化、土地所有の配分、借地形態、道路の状態、排水溝の実状、垣や柵の所有権の分布等の記述を内容とする裁定書および付図の作成によってインクロウシャ委員の任務は完了する。Tate ; op. cit. p. 8, f. 裁定書の史料価

値のつらさは、ibid. p. 18.

(7) W.E. Tate ; op. cit. p. 11, pp. 124—5, pp. 133—4, pp. 31—2. 及び H. L. Grey ; *English Field System*. London, 1915. p. 116. 参照。

(8) Tate ; op. cit. p. 19.

(9) Tate ; op. cit. p. 30, p. 34.

(10) なお、カントリーによれば委員は通例この期間、農事を指揮したが、これは、多くの混乱と手違いの時期であり土地はしばしば悪しく耕された。Curtler ; op. cit. p. 188. ……小土地保有者は大土地所有者より、より遅くその利益を得たのである。ibid. p. 152. また、マントゥによれば実際それらのすべては教区全体にわたる革命ともいふべきものであった。Mantoux ; op. cit. p. 172. ラブロフスキはインクロウジャがしばしば借地契約の一時停止または失効を意味した点を重視し、それらが小定期借地農破滅の大きな原因をなしているとみてゐる。V. M. Lavrovsky ; *Tithe Commutation as a factor in the Gradual Decrease of Landownership by the English Peasantry*. 1933. E. H. R. p. 273.

(11) なお同箇處でテイトは委員の名簿および住所録の解明により、ジョージ王朝期インクロウジャ史の問題点(1)インクロウジャ委員はしばしば緑画地に利害關係を有する。(2)かれらはほとんど土地所有者階級である。(3)委員はその地位をわりのよい名譽職とみなし、多くの法令により一時にいくつかの委員の職に就いたので能率的にその仕事を遂行しえなかった)について、とにかく第一についてはこれを否定し、第二はノッティンガムシャーに関するかぎり誤りであることを証明し、第三についてはうたがわしいとしかいいえない、と述べてゐる。Tate ; op. cit. p. 17.

三 農村構造の変動と危機

いま大づかみにいって、一八世紀初頭すでにイギリスの経済構造は産業資本の支配するところであつたといつて過言ではないであらう。すなわち、すでに一六世紀半ばらしい自生的、典型的に発展した農村工業を基盤とするマニユファクチャは、一八世紀の半ばには産業革命をひきおこすまでに成熟せんとしており、これに対応して、全イングラ

ンドをおおう規模で、社会的分業がおこなわれ、国内統一市場の形成はかなりの規模ですすんでいた。

ヨークシア西部＝ランカシア一帯の織維工業、ミッドランツ西部の金属工業、東部諸州の耕種農業・酪農業・醸造業というように、産業立地は地域的に分化し、さらに国内市場はいちじるしく拡大され、生産手段の販路の拡大、賃労働者の増大による消費資料にたいする購買力の増大は、人々の目をみはらせるものがあつた。⁽¹⁾

かくのごとき産業資本の発展―国民的経済構造の成立を前提するとき、一八世紀の農村社会構造の動揺はまさに当然のことといわねばならない。資本主義は、はげしい勢いで農村に滲透し、その状態は、あたかも「前夜家族を食べさせえたのに満足して寝いつた農夫が、翌朝には群生した産業都市の騒がしい肉とパンを求める声を聞く」⁽²⁾がごとき有様で、農業上の変革は次第に普及し、農村諸階層の流動は社会の基柢においていちじるしかった。

しかしながら、この時代の生産は近代資本主義的に成熟したとはいえず、いまだマニユファクチャの形態でおこなわれ、道具にもとづく狭隘な技術的基礎に限定せられて、その周囲に多数の半農半工の農民的小経営を伴ないつつそれ自体を再生産していた。したがって農業生産もまた各種製造業とひとしく、全般的にいえば、伝来の農民身分的外被に色濃くおおわれていたことは疑いをいれないところである。

そこで、「大ウィツグ革命時のイングランドが、主として共同地および共同耕地の国であつた」とする見解がハモンドによってとられたとしても、決してふしぎではない。むしろ通史の見解にしたがえば、諸家の多くは、一八世紀初頭のイングランド農村を、ほゞグレゴリー・キングの統計にしたがって、大地主、中・小地主、自由土地保有農、贍本土保有農、借地農、小屋住農、居据り農、下僕等が、共同地を基軸とする三圃農耕をおこなうものとして、えがいているのである。しかしながら、その伝来的農民的な、そして一見不変の仮面の下に存在したのは、はげしい勢

いで、構造的に變動しているイギリス農村であった。すでに一六世紀後期より開始されているイギリス農業革命の波濤は、農業のいちじるしい技術的変革にうらづけられながら、土地所有および農村諸階層の構造を、近代的農業にふさわしいものに変革していた。

ここでは、その全面的分析はこれを後日にゆずり、一八世紀前半の農業のありかたをむしろ、簡明に示しているミンゲイの「一七三〇—一七四〇年の農業不況」にせめられたところの農業構造のはあくど、農民身分的外被のもとに進行する労働者層のプロレタリア化の過程とを指摘するにとどめる。

農業技術の進歩は、すでに一六世紀にはじまった。土壌の地力恢復を休憩と開放期の放牧にたよる中世的段階の技術水準は、農書の刊行、施肥技術の進歩、「レイ」の普及、新作物の導入、輪作方式の普及等を経て、遂にノーファク輪作方式にいたって、全く段階的に飛躍した。そして土地制度の変革と密接に関連しながら、一八世紀中葉には、すでに農業生産力を飛躍的に上昇せしめていた。⁽⁴⁾

かくのごとき技術的基礎の発展の上に立って、農業における借地農業者、牧畜における牧羊業者は、つとに一六世紀の萌芽的、小人島の段階から飛躍して資本家的借地農業者としての条件を完成せしめていた。一八世紀前半から中葉にかけてのその過程の指標として挙げるべき第一は、デントリによって代表される中小耕作地主の農業生産面からの後退であり（ハバカク）、その第二の指標は、いわゆる独立自営農民層の消滅である。これによって、土地所有は大規模化し、それを借地して大規模経営をおこなう農業資本家が、農民身分的外被に覆われながらも実質的には賃労働者である、中小農民を雇傭する、農業の資本主義的構成は、ここにしだいに明確な形をとりはじめるのである。この点を、一八世紀の前半農業不況に際しての大神領の内容を分析したミンゲイの一論により、例示して見よう。⁽⁵⁾

ミンゲイは、一八世紀ノッティンガムシャーに存在せる大土地所有者、キングストン公 (Duke of Kingston) 所領の、一八三〇年ないし一八四〇年における記録を分析し、豊作と凶作との交代による穀価の騰落が、その経営内容にいかなる影響を与えたか、という点を検討したのであるが、われわれはこゝから以下のごとき指摘を読みとりうる。すなわち、すでに資本家的大借地農が経営の基礎を確立し、したがって、通例生産者にとって、苦難の時期であった農業不況時にさえ、多くの中小の小作農民が没落したにもかかわらず、土地所有者に譲歩を余儀なくさせて、借地の値下げ、設備投資における地主負担分の増加、地租支払等、種種の有利な条件を獲得していること。

つぎに豊凶の頻繁なる交代にもとづく穀価の変動の影響が、土地所有者、借地農業者の双方の側に、安定を希求する方策として、大所有地―大規模一括借地の傾向をうみだし、そこから農業の変革およびその基礎としての大規模インクロウジャの志向を生ぜしめたこと。

さらに、穀価の低落は、国民経済全構造に連関した変動をまきおこしていること、すなわち農業不況を一方においてまきおこしながら、他方産業資本に雇傭される賃労働者の実質賃銀を上昇せしめ、工業および農業の双方に雇傭の増大をひきおこしている。そして農産物輸出業者に利得をもたらしたが、反面とくに小規模農業者と、それを通じて特定の地主層に損害を招来したことなどが指摘されている。

以上によってわれわれは、そこに、農業生産が国内の全経済構造の網目にまきこまれ、地主、借地農、賃労働者のおのおのが、それぞれ萌芽的形態においてではあるが、複雑な利害を有する三階級として、農業に関連している姿容を看取し得ぬであろうか。

なお、土地所有者が大借地農業者を誘引するために資本投下の障害を除去する目的でインクロウジャを進行せしめ

たとするハバカクの説があり、これは資本と土地所有の連帯を指摘するミンゲイの第二点と連関するので、ここに取上げて補足としたい。

ハバカクは、ノーサンブタンシャーおよびベッドフォードシャーの大所領調査にもとづく、その「一六八〇年から一七四〇年にいたるイングランドの土地所有」において、「インクロウジャの誘引は、地代を二倍にするなどという単純な動機にあるのでなくて、より小さな借地農を排除して、大借地農を引きつけることにあったことは明らかである」として、大土地所有者が、豊凶にもとづく所得の変動を避けるため、より安定した方策をもとめて、大借地農業者と借地契約を結び、その結果所有と経営を分離して農業不況の影響をさげようとした、手段としてのインクロウジャの意義を指摘する。しかしハバカクの主題たる土地所有の立場をはなれて事態をみるならば、その主体は大借地農であり、かれは大土地所有者から土地を借りて経営をおこなう場合、種々の利便を与えられ、より一層保有借地を増加して、経営規模を拡大せんがために、すなわち、資本の蓄積のために、地主のインクロウジャを求めるのである。

この場合、土地所有は農業における資本家的大経営実現のための手段的意義を与えられているにすぎないことを銘記すべきであろう。

さて他方、自給自足のために生産をおこなう一〇ないし三〇エーカー規模の小借地農は、増大する地代事情によつて借地契約を更新しえず没落し（いわゆる「窮迫地代支払」—rack rent—）その結果としてインクロウジャの後は、単に小屋や、家屋敷のみを保有する農民階層（事実上の賃労働者）や一五〇ないし二〇〇エーカーの借地農業者の保有土地量が増加したのである。この場合小借地農の没落は、インクロウジャのため生じたものではなくて、資本制生産（なお萌芽的であり、従来の農民身分の外被に覆われたる）の法則である競争と資本の蓄積に適合せぬため農

業生産力の担い手たることから脱落したのである。⁽⁶⁾

なお、最後に小屋や家屋敷のみを保有する農民階層が事実上の賃銀労働者であって、農村や農村周辺に展開するマニユファクチャに就業していたことは、ほぼ一般に認められていた史実といつてよいであらう。⁽⁷⁾

以上、すでに産業革命開始の段階にあつて国内統一市場をますます拡大しつづけるイギリス資本主義の再生産構造にくみこまれて、資本制生産が農人身分的外被をまといながら、すでにデファクトには成立していたと考えられる一八世紀中葉以降のイギリス農業と、そこにおける各階級間の関係と動向を概観した。議會インクロウジャはかくのどとき前提に立脚して、その歴史的性格を形成した。したがつてインクロウジャのさし議会のしめした法令の手続きおよび過程における形式的合法性は、これにそくして、その意義を考察しなければならない。

- (1) 大塚久雄教授「欧州経済史」昭和三十一年、一五七頁以下、国内市場の規模についての指摘もあわせて参照。
- (2) V. M. Lavrovsky, *Parliamentary Enclosures in the County of Suffolk 1797—1814*, E. H. R. vol. VIII No. 2 (1937) pp. 186—208. 末尾の概括参照。
- (3) R. E. Prothero; *The Pioneers and Progress of English Farming*. London, 1888, p. 64. 参照。
- (4) 農業技術発展の概説として R. E. Prothero; *English Farming Past and Present*. London, 1912. ch. VII f. 参照。
- (5) G. E. Mingay, *The Agricultural Depression, 1730—1750*. pp. 328—338. E. H. R. vol. VIII No. 3. 参照。
- (6) H. J. Habakuk; *English Landownership 1680—1740*. E. H. R. vol. X, No. 1, 1940, pp. 14—16. 参照。
- (7) W. Hasbach; *op. cit.*, p. 108, note. なお大塚久雄教授「農民層の分解」に関する基礎的考察——「土地制度史学」一ノ一、所収参照。

四 議會インクロウジャの歴史的性格について

——形式的合法的性格の背景——

すではしがきでことわつたように、この小論は、議會インクロウジャの歴史的性格全般ではなくてその一半を論

ずることを当初より予定していた。そしてここでとりあげるのは、第二節で提起したところの、テイトの論証した、議会インクロウジャの形式的合法的手統過程の社会的、歴史的背景であり、その意義である。

第二節で述べたごとく、議会インクロウジャの歴史的性格を考察する場合、古典的な「通説」たる、いわゆる「階級性」の主張、すなわち議会インクロウジャは、大地主階級が小規模な貧しい農民階層を収奪せんとしたところの意識的な階級的不正行為であるという主張は、インクロウジャに関する現代の研究水準よりするならば、おそらくそのままでは到底妥当し難いものであろう。したがって、テイトその他ハモンド説の限界を指摘する人々によるところの、インクロウジャに関する議会法令が形式的にのみならず実質的にも合理的であり、その適用に際しては、あくまでも合法的であったとする主張は、これがある程度までみとめざるを得ないことはあきらかであろう。ある程度までというのは、その農村における実際の施行に関して、かならずしも小生産者層にとり、問題がなかったとは言いえなからである。

とすれば、その形式的合法的性格は、はたしていずれに由来するものであり、いかなる意義をもつものであろうか、その由来は一つには前節において概説した議会インクロウジャのおかれた歴史的前提条件によるものであろう。

一七世紀末期より、滔滔として農村に流入した資本主義は、あらゆる従来の事物を農村から次第に掃蕩し、一八世紀中葉以降においては、すでに、農業生産力の担い手から脱落したみじめな農民層の拠点たる共同地とこれを基礎とする共同体規制をわずかにのこすだけであった。さらに、産業資本が、事実上、社会の支配権力の経済的基礎となっており、したがってこれに適合的なインクロウジャを議会が主体的に推進することを可としていた。そのうえもともと

強力な反対者であった伝来の農民層は、経済的競争に破れ、農民層分解の進展と、事実上の農業資本の形成の前に姿を消していて、すでに存在しなかった、等々のことによって、すくなくからざる場合において、法令によるインクロウジャは既成の事実の確認であり、あるいは事態の完成の法的な承認もしくは他の目的を遂行する一手段に過ぎなかったのである。

しかしより根柢的にその意義を探索するなら、おそらくつぎのごとくいいうるのではあるまいか。議會インクロウジャが、直接生産者から生産手段を収奪する強力的過程——この場合は、共同体の土地収奪の強力による遂行過程——として資本のいわゆる本源的蓄積過程のより進展した段階をあらわしたことは疑いをいれない。そしてその場合その担い手はマニユファクチャ段階にあって発展しつつある産業資本と再生産構造を介して緊密に連関するところの農業資本であったと推測して誤りないであろう。ところで産業資本は、一八世紀中葉には、すでに産業革命^{II}自己の主体的確立の一手手前まで到達していた。前節で述べたごとく、農業における資本主義のこの段階における事実上の成立も右の産業資本の発展段階に照応する。農業生産における借地農業者の支配は、伝来的農民的外被に覆われながらも、すでに見紛うべくもなかった。したがって生産の分野における競争によって、農業資本はあらゆる農民的共同体的束縛を排除しうるまでにたちいたっていた。資本は、経営の拡大、土地獲得のために土地所有のあらゆる強力をもはや必要としない。したがって、過程の強力的性格は、形式的で、合法的な、まさにブルジョアの形態をとることによって貫徹されたのであり、そのゆえにこそ「一八世紀の進歩は、法律そのものが、人民共有地盗奪の道具となる点に現われた」のである。(資本・一卷七篇二四章七六二頁)

そしてかくのごとく、近来の地方的実証的研究のもたらした議會インクロウジャの形式的合法的性格の意義を、理

解するとき、はじめて議會インクロウジャの歴史的性格を構造的に把握することが可能であろう。すなわち議會インクロウジャの歴史的性格に関して、ハマンド夫妻の説くところにしたがい大土地所有階級の権力機構をつうじておこなう小土地保有農民ないし貧民の土地収奪と規定する通説的見解¹土地所有階級の階級的不正行為説と、これを修正する法案審議および実施過程の形式的合法性・委員活動の合理性・小土地所有の多数の残存等、チェンバーズをして「あわれな人々の法的諸権利の承認の一里程標を意味する」と叫ばしめるにいたった近來の実証的研究によって明らかとされた史実は、まさに整合的に理解されるのである。かくして議會インクロウジャのブルジョアの性格こそ階層としての小土地所有者層の共同体的な土地に対する収奪を、まさに合法的に、公正におこなわしめたものであり、この性格規定の根拠に存在したものは、資本のいわゆる本源的蓄積終末期²産業革命開始期にあった産業資本、そしてとくに農業資本の発展にほかならぬものであった。

(1) J. D. Chambers, op. cit. p. 327.

(一九六〇年二月)